



第5章

参考資料

1 国からの通知	94
2 「公共施設の更新等に係る将来の経費」の試算条件	102
3 公共施設一覧	107
4 計画の策定に際して意見を聴いた学識経験者	129

1 国からの通知

(1) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（通知）

総財務第74号

平成26年4月22日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

総務大臣 新藤 義孝

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年6月14日閣議決定）における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組みされるよう特段のご配慮をお願いします。

また、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が徹底されますようお願いいたします。

(2) 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について（通知）

総財務第75号

平成26年4月22日

各都道府県公共施設マネジメント担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市公共施設マネジメント担当局長 } 殿

総務省自治財政局財務調査課長

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について

標記については、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付総財務第74号総務大臣通知）により公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定を要請しているところですが、今般、総務省において別添のとおり「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を策定しました。

各地方公共団体におかれては、本指針を参考とするほか、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を参考として総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進されるようお願いいたします。

また、各都道府県及び各指定都市におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

(別添)

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針

平成 26年 4月 22日
総 務 省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成25年6月14日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」とされたところです。

平成25年11月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

各地方公共団体におかれては、これらの状況を踏まえ、速やかに公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定に取り組まれるようお願いいたします。なお、総合管理計画の策定にあたっては、「インフラ長寿命化基本計画」も参考にされるようお願いいたします。

第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を総合管理計画に記載することが適当である。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等、及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し（30年程度が望ましい）

(3) 公共施設等の維持管理ⁱⁱ・修繕ⁱⁱⁱ・更新^{iv}等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

(1) 計画期間

計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方で、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）^vに係る基本的な方針に関するものでもあることから、「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定する（ただし、少なくとも10年以上の計画期間とする）ことも可能であること。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築し、公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましいこと。

(3) 現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識（充当可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど）を記載すること。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP^{vi}/PFI^{vii}の活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について考え方を記載すること。

① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理・修繕・更新等の実施方針（予防保全型維持管理^{viii}の考え方を取り入れる、トータルコスト^{ix}の縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新す

るなど)などを記載すること。更新等の方針については、⑥統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討にあたっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

(5) フォローアップの実施方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、必要に応じ計画を改訂する旨を記載すること。なお、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中(3)及び(4)の各項目のうち必要な事項について、施設類型(道路、学校等)の特性を踏まえて定めること。なお、個別施設計画との整合性に留意すること。

第二 総合管理計画策定にあたっての留意事項

総合管理計画の策定にあたっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適

当である。

一 行政サービス水準等の検討

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか（民間代替可能性）など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要であること。

二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し

総合管理計画は、必ずしも全ての公共施設等の点検を実施した上で策定することを前提としたものではなく、まずは現段階において把握可能な公共施設等の状態（建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等）や現状における取組状況（点検・診断、維持管理・修繕・更新等の履歴等）を整理し策定されたいこと。

また、総合管理計画の策定後も、当該計画及び個別施設計画に基づく点検・診断等の実施を通じて不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であること。

三 議会や住民との情報共有等

当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するにあたっては、まちづくりのあり方に関わるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ策定することが望ましいものであること。

四 数値目標の設定

総合管理計画の策定にあたっては、総合管理計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましいこと。

五 PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討にあたっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定にあたっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、例えば定住自立圏形成協定の圏域などにおいては、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。

また、都道府県にあっては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。

七 合併団体等の取組について

合併団体においては、公共施設等の統廃合の難航等が課題となっていること、また、過疎地域等においては、都市部と比べ人口減少や高齢化が急激に進んでいることなど、公共施設等を建設した当時と比較して環境が大きく変化している場合も多いことから、特に早急に総合管理計画の策定を検討していくことが望ましいこと。

第三 その他

公共施設等の総合的かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進するにあたっては、第二の留意事項のほか、以下の点についても留意されたいこと。

一 「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）について

平成25年11月29日に決定された「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体においてインフラ長寿命化計画（行動計画）^xを策定することが期待されているが、総合管理計画は、これに該当するものであること。

なお、「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援として、国が有する技術的知見やノウハウを提供することが定められており、また、個別施設計画の策定にあたっては、各インフラの所管省庁より技術的助言等が実施される予定となっていることから、参考にされたいこと。

二 公営企業分野に係る施設について

公営企業に係る施設も総合管理計画の対象となること。

なお、総務省では、社会資本の老朽化が進む中で公営企業に係る施設・財務等の経営基盤の強化を図るために「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」を設置し検討を行ってきたところであり、同研究会における報告書及びそれを踏まえて予定されている「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成21年7月8日付け総財公第103号、総財企第75号、総財経第96号総務省自治財政局公営企業課長、総務省自治財政局公営企業経営企画室長、総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知）の改定にも留意すること。

三 公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について

各地方公共団体における総合管理計画の策定にあたっては、今後、昨年度実施した公共施設マネジメントの取組状況調査の結果や先進団体の事例等を総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）に掲載することとしているので参考にされたいこと。なお、今年度以降も公共施設マネジメントの取組状況調査の実施を予定しているため、この結果等についても参考にされたいこと。また、総合管理計画策定に係る基本的なQ&Aも併せて掲載することとしており、参考にされたいこと。

四 更新費用試算ソフトの活用について

総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）において、簡易に更新費用の推計を行うことのできる更新費用試算ソフトを公開している。このソフトは、調査表にデータを入力することにより、更新費用を推計することができるものとなっていることから、各地方公共団体における総合管理計画の策定にあた

つての検討に寄与するものであり、必要に応じ活用されたいこと。

五 総合管理計画の策定に係る財政措置等について

総合管理計画の策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり、特別交付税措置を講じることとしていること。あわせて、去る平成26年3月20日の地方交付税法等の一部を改正する法律の成立に伴い、平成26年度から、総合管理計画に基づく公共施設等（公営企業に係るものを除く。）の除却に地方債の充当を認める特例措置が講じられたこと。なお、公営企業に係る施設等については、これまで水道事業等に限定されていた施設処分に公営企業債の充当を認める取扱いを全ての事業区分に広げることとしていること。

六 地方公会計（固定資産台帳）との関係

総務省においては、複式簿記の導入や固定資産台帳の整備を前提とした新たな財務書類の作成基準の設定に向け、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の下に2つの作業部会を設け、具体的な検討を進めてきたところであり、近く最終的なとりまとめがなされる見込みである。その後、新たな基準の周知とともに、固定資産台帳を含む財務書類等の作成マニュアルを作成した上で、各地方公共団体に対し、新たな基準に基づく財務書類等の作成を要請することとしているので、この動向に留意されたいこと。

総合管理計画は、現時点においては、固定資産台帳の作成や公会計の整備を前提とするものではないが、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用することが考えられることから、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましいものであること。

-
- i 公共施設等…公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。
具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。
 - ii 維持管理…施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修などをいう。
 - iii 修繕…公共施設等を直すこと。なお、修繕を行った後の効用が従前より大きい小さいかを問わない。
 - iv 更新…老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。
 - v 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）…インフラ長寿命化基本計画に定める個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）をいう。
 - vi PPP…Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
 - vii PFI…Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。
 - viii 予防保全型維持管理…損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。（参考）事後的管理…施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）
 - ix トータルコスト…中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。
 - x インフラ長寿命化計画（行動計画）…インフラ長寿命化基本計画において定めるインフラ長寿命化計画（行動計画）をいう。

2 「公共施設の更新等に係る将来の経費」の試算条件

本編で実施した、公共施設の更新等に係る将来の財政負担に関する試算は、公共施設の今後の財政負担の傾向を把握することを目的に実施しています。過去の区の工事实績、設備や舗装などの一般的な耐用年数を基に、建替えや改修等のサイクルを設定し、なるべく簡易な計算方法により算出しているため、今後の財政負担額を正確に予測するためのものではありません。

建物、道路、橋りょう、公園等のそれぞれの試算の考え方は次のとおりです。

(1) 区有施設

①試算の基準

試算は、以下の区有施設を対象として行っています。

- 平成27年度末時点で港区が財産を保有する建物及び工事中または設計実施中の予定建物（区営住宅シティハイツ六本木等、芝五丁目複合施設、南青山二丁目複合施設）を対象とします。
- 区分所有している建物は、区分所有している床面積をもつ1つの建物として扱います。
- 単独で存在する100㎡以下の小規模建物（公衆便所、防災倉庫など）については、施設保有量が全体の1%未満であり、試算への影響が殆どないことから、試算の対象外とします。なお、主となる建物に付属する倉庫等の小規模建物については、その床面積を主となる建物の床面積に含めて試算を行うものとします。
- 将来の物価・労務費等の変動や入札の落札率等は考慮せず、消費税率は現行の8%で試算を行います。

②試算方法

- 試算の対象となる建物を今後も改修・建替えながら保有し続けることを前提に試算を行い、予定建物以外の新規に整備する区有施設の増加分は考慮していません。
- 建物の耐用年数を60年と仮定し、竣工後30年目に大規模改修を実施、60年目に同規模で建替えるものとします。
- 大規模改修及び建替えの経費は、建物の延床面積に改修または建替えの単価を乗じて算出します。単価は区の実績を基に用途ごとに設定し、建替えの単価には解体費も含めています。

(a) 建替え

$$\text{建替費} = \text{（建替工事単価）} \times \text{（建物延床面積）}$$

建替工事は、既存建物の解体を含めて工事期間を3か年と仮定し、改築費は各年度に1/3ずつ振り分けます。建替単価は、平成元年以降竣工した区の工事实績をもとに、平均的な工事単価を算出し、施設分類ごとの工事単価を設定します。

図表 改築単価

施設分類		単価 (千円/㎡)
1	保育所・幼稚園	458.4
2	小学校・中学校	465.3
3	高齢者福祉施設	491.2
4	特別養護老人ホーム	491.2
5	共同住宅	488.7
6	その他用途施設	529.6
7	大規模施設 ⁴	669.0

(b) 大規模改修

$$\text{大規模改修費} = \sum \{ (\text{実施する工種ごとの大規模改修単価}) \times (\text{建物延床面積}) \}$$

大規模改修工事は工事期間を2か年と設定し、大規模改修費は各年度に1/2ずつ振り分けます。

大規模改修単価は港区が保有する建物の大規模改修の工事実績をもとに、各施設分類の工種ごとの大規模改修単価を設定し、改修工事費を算出します。大規模改修は、その建物の改修工事の実績や、施設の設備等によって改修の規模や内容が異なるため、大規模改修単価は、平均的な改修内容に応じた単価となるよう補正を行っています。全ての工種を実施した場合の新築工事と改修工事の比率は以下のとおりです。

図表 改築単価に対する大規模改修単価の割合

施設分類		比率 (改修/改築)
1	保育所・幼稚園	49%
2	小学校・中学校	56%
3	高齢者福祉施設	36%
4	特別養護老人ホーム	50%
5	共同住宅	38%
6	その他用途施設	36%
7	大規模施設	29%

(c) エレベーター

改築、大規模改修ともにエレベーターは、以下の工事費を設定して加算します。

図表 エレベーター単価

区分		単価 (千円/1建物あたり)
1	大規模施設	302,320
2	上記以外	47,710

(d) 維持管理経費

建物の経常的な経費として維持管理経費（修繕費、光熱水費、清掃、機械保守委託費等）を加えます。平成23年度から平成27年度までの5年間の実績平均額に加え、予定建物による増加分を、竣工以降の年間経費として試算期間に一律加算します。

⁴ 大規模施設とは、高輪地区総合支所、赤坂地区総合支所、シティハイツ竹芝、シティハイツ港南、みなとパーク芝浦の5施設を指す。

(2) 道路

①試算の基準

- ・試算は、平成 27 年度末時点で港区が管理する区道及び区有通路を対象に行います。
- ・道路橋や道路上のペDESTリアンデッキなどについては、橋りょうの試算に含めるため、道路の試算には含めません。

②試算方法

- ・道路舗装は、路線ごとに定期的に補修を実施するものではなく、舗装の劣化状況等を踏まえ一定の区間ごと、または部分的に随時補修されます。特に港区では、大規模開発等の工事により埋設管工事の掘削や道路拡幅に伴う舗装の全面打ち替えなどが行われることから、それらを考慮して試算を行うことが困難です。したがって、将来の道路舗装の補修（更新等）の経費の試算は、以下のとおり簡略化して行います。

(a) 舗装補修（更新等）

$$\text{年間更新費（円/年）} = \text{更新単価（円/km）} \times \text{1 年間の更新量（km/年）}$$

更新単価は、国土交通省が毎年実施する「道路事業費等に関する調査」における港区の区道全体の 1 年あたりの舗装補修事業費を、舗装補修事業量で除した数値を採用します。事業費、事業量は平成 26 年度決算を基準とします。

$$\text{更新単価（円/km）} = \text{道路舗装補修事業費（円）} \div \text{補修事業量（km）}$$

1 年間の更新量は、区道全体を想定舗装耐用年数 15 年で除した量とします。

$$\text{年間更新量（km/年）} = \text{区内道路総延長（km）} \div \text{舗装耐用年数（年）}$$

アスファルト舗装の寿命について、設計期間及び減価償却資産の耐用年数は 10 年とされていますが、交通量等に応じて劣化の度合いが異なること、現状において 10 年という期間で全面舗装補修工事を行っていないことから、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書（平成 23 年 3 月 財団法人自治総合センター）」を基に総務省が提供している「公共施設等更新費用試算ソフト」の初期値である 15 年として試算を実施します。上記を基に、年間更新量、更新単価、年間更新費を次のとおり設定します。

図表 更新量・単価・年間更新費

	項目	単価
1	年間更新量（km/年）	14.9
2	更新単価（千円/km）	89,856.3
3	年間更新費（億円/年）	13.4

(b) 維持管理経費

道路の経常的な経費として、維持管理経費（軽微な維持補修工事の経費、光熱水費、機械保守・清掃委託費等）を加えます。平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間の実績平均額を、以後の年間経費として試算期間に一律加算します。

(c) その他

都市計画道路事業、電線類地中化事業については、基本計画に計上された平成 32 年度までの事業費を加え、平成 33 年度以降は、想定の実業額（基本計画計上事業費の年平均約 13.3 億円）を試算期間内に一律加算しています。

(3) 橋りょう

① 試算の基準

試算は、平成 27 年度末時点で港区が管理する橋りょう及び工事中の橋りょう（鹿島橋）を対象に行います。

② 試算の方法

(a) 更新等の経費

試算は、「橋りょうの予防保全型管理について」に示される予防保全型のパターンを採用し、試算の条件及び単価設定についても、「橋りょうの予防保全型管理について」に準じるものとします。

(b) 維持管理経費

橋りょうの経常的な経費として、維持管理経費（軽微な維持補修工事の経費、光熱水費、清掃委託費等）を計上します。平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間の実績平均額を、以後の年間経費として試算期間に一律加算します。

(4) 公園等

①試算の基準

試算は、平成 27 年度末時点で港区が管理する公園、児童遊園、緑地を対象に行います。小規模であり、かつ条例・要綱を設置根拠としない遊び場は、今回の試算には含めません。

②試算の方法

- 公園等の全面改修時期については、公園等の寿命の設定が難しいことから、ブランコ、すべり台等の一般的な遊具の寿命を基準に全面改修の時期を設定します。
- 遊具の一般的な処分制限期間である 15 年（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条の規定に基づき、国土交通大臣が耐用年数を勘案して定めている処分（撤去等）を制限する期間）を基準に、2 回目の取替が想定される 30 年で全面改修を行うと設定します。

(a) 更新等の経費

各公園等の開設または全面改修から起算して 30 年後に以下の経費がかかるものとして試算します。

$$\text{全面改修の工事費（円）} = \text{整備単価（円/㎡）} \times \text{公園等の面積（㎡）}$$

公園等の舗装や遊具、植栽等の更新は 30 年の間に適宜実施されるものと考えられるため、年間の維持補修の経費に含まれるものとします。

公園等の整備単価は、公園等の規模や整備した施設等により単価が大きく異なりますが、過去の整備、改修工事の実績に基づき、試算上は以下のとおり設定します。

図表 公園整備単価

区 分		整備単価（円/㎡）
1	公園	36,000
2	児童遊園	73,000
3	緑地	67,000

(b) 維持管理経費

公園等の経常的な経費として、維持管理経費（軽微な維持補修の経費、光熱水費、機械保守・清掃・警備委託費等）を計上します。平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間の実績平均額を年間経費として 60 年間にわたり一律加算します。

(c) その他

都市計画公園事業については、基本計画に計上された平成 32 年度までの事業費を加え、平成 33 年度以降は、想定の実業額（基本計画計上事業費の年平均約 1.4 億円）を試算期間内に一律加算しています。

3 公共施設一覧

(1) 建物一覧

平成28年4月1日現在、港区が保有する建物は以下のとおりです。

《建物一覧について》

- I) 土地面積は「平成27年度港区公有財産表」、延床面積は原則として「港区施設保全システム」の数値を採用しています。
- II) 区有地以外の土地や道路、公園内に設置されている建物は、「土地面積」及び「土地所有」欄を「-」と表示しています。
- III) 防災資機材倉庫及び公衆便所等の小規模な建物は除いています。

芝地区

建物番号	財産名称（建物）	施設名称	所在地	土地面積（㎡）	延床面積（㎡）	土地所有	建物所有
1	三田いきいきプラザ	三田いきいきプラザ	芝4-1-17	274.57	1,977.82	所有	所有
		三田職員住宅					
2	虎ノ門いきいきプラザ	虎ノ門いきいきプラザ	虎ノ門1-21-10	745.26	1,858.08	共有	区分所有
		虎ノ門高齢者在宅サービスセンター					
3	芝保育園	芝保育園	芝5-18-1	-	2,431.37	-	区分所有
		みなと子育て応援プラザ Pokke					
		芝職員住宅					
4	芝公園保育園	芝公園区民協働スペース	芝公園2-7-3	1,470.69	2,705.25	所有	所有
		芝公園保育園					
5	芝コミュニティハウス	芝区民協働スペース	芝5-13-15	50.78	430.44	共有	区分所有
6	きらきらプラザ新橋	新橋区民協働スペース	新橋6-4-2	401.76	1,570.50	所有	所有
		子育てひろば あっぴい新橋					
		新橋六丁目職員住宅					
		災害対策職務住宅（新橋六丁目）					
7	神明いきいきプラザ	神明保育園	浜松町1-6-7	2,427.97	9,907.24	所有	所有
		神明子ども中高生プラザ					
		神明いきいきプラザ					
8	港勤労福祉会館	港勤労福祉会館	芝5-18-2	-	2,745.92	-	区分所有
		港区アクティブシニア就業支援センター（みなと*しごと55）					
9	障害保健福祉センター	みなと障がい者福祉事業団	芝1-8-23	4,367.96	24,416.10	所有	所有
		障害保健福祉センター					
		障害者住宅シティハイツ竹芝					
		シティハイツ竹芝					
10	高齢者集合住宅 はなみずき三田	竹芝職員住宅	三田1-11-14	499.53	1,118.88	所有	所有
		高齢者集合住宅 はなみずき三田					
11	区立公衆浴場「ふれあいの湯」	ふれあいの湯	芝2-2-18	85.00	418.00	所有	所有
12	芝高齢者在宅サービスセンター	芝高齢者在宅サービスセンター	芝3-24-5	611.30	991.28	所有	所有
		芝地区高齢者相談センター（芝地域包括支援センター）					

第5章 参考資料

建物 番号	財産名称（建物）	施設名称	所在地	土地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	土地 所有	建物 所有
13	みなと保健所	子ども家庭支援センター	三田 1-4-10	1,747.34	7,525.42	所有	所有
		みなと保健所					
14	シティハイツ神明	シティハイツ神明	浜松町 1-13-1	2,061.72	13,023.63	所有	所有
		エコプラザ					
15	港区役所(行政棟)	港区役所行政棟	芝公園 1-5-25	4,599.69	29,438.52	所有	所有
		芝地区総合支所					
16	港区役所(議会棟)	港区役所議会棟	芝公園 1-5-25	760.27	4,139.25*	所有	所有
17	災害対策住宅(虎ノ門 三丁目)	虎ノ門三丁目職員住宅	虎ノ門 3-19-15	20.99	826.15	共有	区分 所有
		愛宕区民協働スペース					
		災害対策職務住宅(虎ノ門三丁目)					
18	芝小学校	芝小学校	芝 2-21-3	4,018.67	6,440.06	所有	所有
		放課 GO→クラブ しば					
19	赤羽小学校	赤羽幼稚園	三田 1-4-52	6,786.79	6,828.35	所有	所有
		赤羽小学校					
		放課 GO→ あかばね					
20	御成門小学校	御成門小学校	芝公園 3-2-4	7,551.92	8,171.60	所有	所有
		放課 GO→クラブ おなりもん					
21	三田図書館/三田図書 館脇公衆便所	三田図書館	芝 5-28-4	1,403.45	4,336.79	所有	所有
		港郷土資料館					
22	みなと図書館	みなと図書館	芝公園 3-2-25	-	3,997.12	-	所有
23	生涯学習センター	生涯学習センター	新橋 3-16-3	2,386.31	2,939.55	所有	所有
24	御成門中学校	御成門中学校	西新橋 3-25-30	2,988.46	13,738.39	所有	所有
25	浜松町駅北口自転車等 駐車場	浜松町駅北口自転車等駐車場	海岸 1-2-34	-	1,101.70	-	所有
26	桜田公園自転車駐車場	桜田公園自転車駐車場	新橋 3-16-15	-	8.64	所有	所有
27	新堀粗大ごみ中継所	新堀粗大ごみ中継所	芝 3-2-14	292.85	29.16	所有	所有
28	芝公園多目的運動場	芝公園多目的運動場	芝公園 2-7-2	-	1,197.78	-	所有
29	芝給水所公園運動場	芝給水所公園運動場	芝公園 3-6-7	-	384.00	-	所有

*：延床面積は計画通知の面積を記載している。

麻布地区

建物 番号	財産名称（建物）	施設名称	所在地	土地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	土地 所有	建物 所有
30	麻布地区総合支所	麻布地区総合支所	六本木 5-16-45	2,636.36	6,323.02	所有	所有
		(社福)港区社会福祉協議会					
		麻布区民センター					
		港区生活・就労支援センター 麻布職員住宅					
31	西麻布いきいきプラザ	西麻布保育園	西麻布 2-13-3	1,580.54	5,425.29	所有	所有
		子どもふれあいルーム					
		子育てひろば あっぴい西麻布					
		西麻布いきいきプラザ 西麻布職員住宅					
32	南麻布いきいきプラザ	(公社)港区シルバー人材センター	南麻布 1-5-26	1,766.14	3,751.88	所有	所有
		南麻布いきいきプラザ					
		南麻布高齢者在宅サービスセンター					
		麻布地区高齢者相談センター (南麻布地域包括支援センター)					

建物 番号	財産名称（建物）	施設名称	所在地	土地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	土地 所有	建物 所有
33	飯倉いきいきプラザ	飯倉いきいきプラザ	東麻布 2-16-11	566.15	646.92	所有	所有
34	飯倉保育園	飯倉保育園	東麻布 1-21-2	570.74	1,995.53	所有	所有
		飯倉学童クラブ					
35	南麻布保育園	南麻布保育園	南麻布 4-2-29	-	722.45	-	区分 所有
36	麻布保育園	麻布区民協働スペース	六本木 5-16-46	1969.39	2355.07	所有	所有
		麻布保育園					
37	ありすいきいきプラザ	本村保育園	南麻布 4-6-7	3,922.32	5,017.91	所有	所有
		麻布子ども中高生プラザ					
		ありすいきいきプラザ					
38	東麻布詰所 1	東麻布詰所	東麻布 1-30-8	-	126.00	-	所有
39	東麻布詰所 2	東麻布詰所	東麻布 1-30-9	-	119.00	-	所有
40	水防倉庫	水防倉庫	東麻布 1-30-7	-	119.00	-	所有
41	麻布十番駅自転車等駐 車場	麻布十番公共駐車場	麻布十番 1-4-10	691.98	11,868.01	所有	所有
		麻布十番駅自転車等駐車場					
42	みなとリサイクル清掃 事務所作業連絡所	みなとリサイクル清掃事務所 作業 連絡所	元麻布 3-9-6	734.74	870.00	所有	所有
43	麻布小学校	麻布幼稚園	麻布台 1-5-15	8,634.78	7,332.74	所有	所有
		麻布小学校					
		放課 GO→クラブ あざぶ					
44	南山小学校/南山幼稚 園	南山幼稚園	元麻布 3-8-15	7,719.63	6,208.42	所有	所有
		南山小学校					
		放課 GO→クラブ なんざん					
45	本村小学校	本村幼稚園	南麻布 3-9-33	8,210.94	7,994.81	所有	所有
		本村小学校					
		放課 GO→クラブ ほんむら					
46	筈小学校	筈小学校	西麻布 3-11-16	5,921.32	5,798.92	所有	所有
		放課 GO→クラブ こうがい					
47	東町小学校	東町小学校	南麻布 1-8-11	5,757.93	5,243.81	所有	所有
		放課 GO→クラブ ひがしまち					
		【民設】まなびの森保育園麻布					
48	麻布図書館	麻布図書館	六本木 5-12-24	1,115.06	3,005.59	所有	所有
		子育てひろば あっぴい麻布					
49	六本木中学校	六本木中学校	六本木 6-8-16	11,389.93	8,397.44	所有	所有
50	高陵中学校	高陵中学校	西麻布 4-14-8	9,644.50	9,613.99	所有	所有
51	旧麻布保育園	休止	元麻布 3-9-11	1,693.75	1,000.79	所有	所有
52	麻布運動場	麻布運動場	南麻布 5-6-33	-	565.74	所有	所有
53	旧本村保育園	南麻布三丁目保育室	南麻布 3-5-15	1,107.21	1,536.21	所有	所有
54	東麻布二丁目複合施設 用地	適応指導教室 つばさ教室	東麻布 2-1-1	5,032.06	3,654.66	所有	所有
		東麻布区民協働スペース					
		東麻布保育室					
		東麻布学童クラブ					
		みなと保育サポート東麻布					
55	三河台公園 自転車駐 車場	三河台公園 自転車駐車場	六本木 4-2-27	-	45.75*	-	所有
56	広尾駅自転車駐車場/ 南麻布五丁目施設	広尾駅前自転車等駐車場	南麻布 5-1-25	425.58	1068.37	所有	所有
		みなとふれあい館					
		障害者グループホーム					

*：延床面積は計画通知の面積を記載している。

第5章 参考資料

赤坂地区

建物 番号	財産名称（建物）	施設名称	所在地	土地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	土地 所有	建物 所有
57	赤坂地区総合支所	赤坂地区総合支所	赤坂 4-18-13	2,747.00	19,251.00	所有	所有
		(公財)港区スポーツふれあい文化健康財団					
		赤坂区民センター					
		赤坂区民協働スペース					
		健康増進センター					
		シティハイツ赤坂					
赤坂地区総合支所職員住宅							
58	赤坂いきいきプラザ	赤坂いきいきプラザ	赤坂 6-4-8	503.09	848.71	所有	所有
		【民設】カーサ赤坂					
59	青山いきいきプラザ	青山いきいきプラザ	南青山 2-16-5	1,152.45	2,471.33	所有	所有
60	青南いきいきプラザ	青南いきいきプラザ	南青山 4-10-1	499.48	654.98	所有	所有
61	青山保育園	青山保育園	北青山 3-4-14	-	1,212.63	-	区分 所有
62	南青山保育園/赤坂図書館	赤坂図書館	南青山 1-3-15	-	2,500.00	-	区分 所有
		南青山保育園					
63	赤坂保育園	赤坂保育園	赤坂 5-5-26	-	792.56	-	区分 所有
64	青山児童館	青山児童館	北青山 3-3-16	342.94	601.75	所有	所有
65	区民斎場「やすらぎ会館」	やすらぎ会館	南青山 2-34-1	640.14	775.39	所有	所有
66	北青山高齢者在宅サービスセンター	北青山高齢者在宅サービスセンター	北青山 1-6-1	-	1,541.92	-	区分 所有
		赤坂地区高齢者相談センター（北青山地域包括支援センター）					
67	特別養護老人ホームサン・サン赤坂	赤坂子ども中高生プラザ	赤坂 6-6-14	5,559.92	8,878.25	所有	所有
		特別養護老人ホーム サン・サン赤坂					
		高齢者在宅サービスセンター サン・サン赤坂					
		氷川武道場					
68	旧青葉幼稚園	みなと子育てサポートハウス「あいぼーと」	南青山 2-25-1	1,127.93	755.99	所有	所有
69	シティハイツツツ木	シティハイツツツ木	赤坂 5-2-50	1,865.41	1,756.21	所有	所有
70	赤坂小学校	赤坂小学校	赤坂 8-13-29	5,909.37	8,995.63	所有	所有
		放課 GO→ あかさか					
71	青山小学校	青山小学校	南青山 2-21-2	6,519.00	6,756.81	所有	所有
		放課 GO→クラブ あおやま					
72	青南小学校	青南小学校	南青山 4-21-15	6,468.59	7,132.66	所有	所有
73	赤坂中学校	赤坂中学校	赤坂 9-2-3	12,740.57	5,222.51*	所有	所有
74	青山中学校	青山中学校	北青山 1-1-9	17,428.69	8,823.56	所有	所有
75	青南幼稚園	青南幼稚園	南青山 4-18-17	1,417.08	1,237.56*	所有	所有
76	南青山四丁目用地/青南小学校拡張用地	青南小学校倉庫等	南青山 4-19	5,137.30	68.84*	所有	所有
77	赤坂九丁目用地	休止	赤坂 9-2-5	705.31	1,269.49	所有	所有
78	青山運動場	青山運動場	南青山 2-21-12	-	306.08	所有	所有

*：延床面積は計画通知の面積を記載している。

高輪地区

建物番号	財産名称(建物)	施設名称	所在地	土地面積(m ²)	延床面積(m ²)	土地所有	建物所有
79	高輪地区総合支所	高輪地区総合支所	高輪 1-16-25	3,832.83	20,485.86	所有	所有
		高輪図書館					
		高輪区民センター					
		高輪地区総合支所内区民協働スペース					
		シティハイツ高輪					
80	白金保育園	白金保育園	白金 3-10-12	1,133.84	2,559.42	所有	所有
		みなと保育サポート白金					
		白金いきいきプラザ					
81	豊岡児童館	豊岡児童館	三田 5-7-7	615.36	1,607.15	所有	所有
		豊岡いきいきプラザ					
82	白金台児童館	白金台児童館	白金台 4-8-5	1,323.08	3,964.24	所有	所有
		白金台いきいきプラザ					
83	高輪保育園	高輪保育園	高輪 3-18-15	1,348.03	2,880.36	所有	所有
		高輪児童館					
		高輪いきいきプラザ					
84	伊皿子坂保育園	伊皿子坂保育園	三田 4-19-30	1,118.04	1,664.82	所有	所有
85	高輪子ども中高生プラザ	高輪図書館 分室	高輪 1-4-35	2,704.82	4,445.21	所有	所有
		高輪子ども中高生プラザ					
86	障害者地域生活支援施設	精神障害者地域生活支援センター	高輪 1-4-8	490.50	727.68	所有	所有
87	特別養護老人ホーム 白金の森	特別養護老人ホーム 白金の森	白金台 5-20-5	3,076.32	4,526.54	所有	所有
		高齢者在宅サービスセンター 白金の森					
		地域包括支援センター白金の森(高輪地区高齢者相談センター)					
88	高齢者集合住宅 ピア白金	高齢者集合住宅 ピア白金	白金 1-28-13	284.25	570.39	所有	所有
89	高齢者集合住宅 はなみずき白金	高齢者集合住宅 はなみずき白金	白金 3-3-3	393.19	1,063.13	所有	所有
90	シティハイツ桂坂	シティハイツ桂坂	高輪 2-13-8	4,221.17	11,952.29	所有	区分所有
		桂坂職員住宅					
91	シティハイツ白金	シティハイツ白金	白金 3-7-9	1,347.91	997.26*	所有	所有
92	シティハイツ車町	シティハイツ車町	高輪 2-20-29・30	4,157.20	3,740.90	所有	所有
93	旧白金公益質屋	発達支援センター相談室	白金 1-16-4	158.91	266.53	所有	所有
		白金一丁目職員住宅					
94	災害対策住宅(高輪二丁目)	高輪二丁目職員住宅	高輪 2-20-28	95.22	505.67	所有	所有
95	御田小学校	御田小学校	三田 4-11-38	6,145.09	5,331.86	所有	所有
		放課 GO→みた					
96	高輪台小学校	高輪台小学校	高輪 2-8-24	6,713.97	6,688.58	所有	所有
97	白金小学校	白金小学校	白金台 1-4-26	5,447.99	6,668.14	所有	所有
		放課 GO→クラブ しろかね					
98	教育センター	三光学童クラブ	白金 3-18-2	4,542.85	7,543.04	所有	所有
		教育センター					
99	三田中学校	三田中学校	三田 4-13-13	11,692.33	10,577.62	所有	所有
100	高松中学校	高松中学校	高輪 1-16-25	25,626.87	13,427.60	所有	所有
101	三光幼稚園	三光幼稚園	白金 3-13-8	970.02	631.34	所有	所有
102	白金台幼稚園	白金台幼稚園	白金台 3-7-1	2,094.93	1,010.74	所有	所有
103	高輪幼稚園	高輪幼稚園	高輪 2-12-31	1,213.76	852.69	所有	所有

第5章 参考資料

建物番号	財産名称（建物）	施設名称	所在地	土地面積（㎡）	延床面積（㎡）	土地所有	建物所有
104	白金の丘学園	白金の丘学園 白金の丘小学校	白金 4-1-12	12,290.98	17,967.63	所有	所有
		白金の丘学園 白金の丘中学校					
		放課 GO→クラブ しろかねのおか					
105	白金高輪駅自転車等駐車場	白金高輪駅自転車駐車場	高輪 1-3-20 先	-	1,028.89	-	所有
		白金高輪駅自転車一時保管所					
106	白金台四丁目用地	休止	白金台 4-6-1	11,173.20	15,090.08	所有	所有
107	旧神応小学校	休止	白金 6-9-5	4,913.75	4,057.68	所有	所有

芝浦港南地区

建物番号	財産名称（建物）	施設名称	所在地	土地面積（㎡）	延床面積（㎡）	土地所有	建物所有
108	芝浦港南地区総合支所 台場分室/台場高齢者 在宅サービスセンター	芝浦港南地区総合支所 台場分室	台場 1-5-1・5	-	6,854.16	-	区分 所有
		台場区民センター					
		台場保育園					
		台場児童館					
		台場高齢者在宅サービスセンター					
		台場職員住宅					
109	芝浦港南地区総合支所 /スポーツセンター	芝浦港南地区総合支所	芝浦 1-16-1	20,179.06	50,724.90	所有	所有
		男女平等参画センター					
		消費者センター					
		港区スポーツセンター					
		芝浦区民協働スペース					
		介護予防総合センター					
110	芝浦港南区民センター	芝浦港南区民センター	芝浦 4-13-1	490.20	2,020.50	共有	区分 所有
		芝浦港南区民センター職員住宅					
111	芝浦アイランドこども園	芝浦アイランドこども園	芝浦 4-20-1	-	3,761.20	-	所有
		芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ					
112	港南子ども中高生プラザ	港南区民協働スペース	港南 4-3-7	4,788.28	6,946.32	所有	所有
		たかはま保育園					
		港南子ども中高生プラザ					
113	港南四丁目 高齢者福祉施設	【民設】すこやかの家みたて	港南 4-5-3	-	374.32	-	区分 所有
114	東八ツ山自転車集積所	東八ツ山自転車一時保管所	港南 2-10-20	584.13	361.80 *1	所有	所有
115	シティハイツ港南等	港南図書館	港南 3-3-17・23	5,424.96	32,443.18 *2	所有	所有
		特別養護老人ホーム 港南の郷					
		高齢者在宅サービスセンター 港南の郷					
		芝浦港南地区高齢者相談センター (地域包括支援センター港南の郷)					
		ケアハウス 港南の郷					
		シティハイツ港南					
116	シティハイツ高浜	フレンドホーム高浜	港南 1-1-27	1,209.57	1,855.12	所有	区分 所有
		シティハイツ高浜					
117	シティハイツ芝浦	障害者グループホーム芝浦	芝浦 3-5-34	995.96	4,333.31	所有	所有
		シティハイツ芝浦					
118	みなとリサイクル清掃事務所	みなとリサイクル清掃事務所	港南 3-9-59	4,195.10	10,438.98	所有	所有
119	芝浦清掃作業所	芝浦清掃作業所	港南 3-1-18	1,004.43	1,091.70	所有	所有

建物番号	財産名称（建物）	施設名称	所在地	土地面積（㎡）	延床面積（㎡）	土地所有	建物所有
120	港資源化センター	港資源化センター	港南 5-7-1	-	4,237.54	-	所有
121	港南小学校/港南幼稚園	港南幼稚園 港南小学校	港南 4-3-27・28	14,029.79	15,307.87	所有	所有
122	芝浦小学校	芝浦幼稚園 芝浦小学校 放課 GO→クラブ しばうら	芝浦 4-8-18	13,631.61	14,743.07	所有	所有
123	港南中学校	港南中学校	港南 4-3-3	14,565.37	10,240.94	所有	所有
124	港陽中学校	にじのはし幼稚園 お台場学園 港陽小学校 お台場学園 港陽中学校 放課 GO→おだいば	台場 1-1-5	-	14,853.26	-	所有
125	田町駅東口自転車等駐車場	田町駅東口自転車等駐車場	芝浦 3-3 先	-	1,655.38	-	所有
126	品川駅港南口自転車等駐車場	品川駅港南口自転車等駐車場	港南 2-14-6	-	1,777.30	-	所有
127	品川駅港南口公共駐車場	品川駅港南口公共駐車場	港南 2-14-17	-	8,844.30	-	所有
128	しばうら保育園	しばうら保育園 子育てひろば あっぴい芝浦	芝浦 3-1-19	-	6,597.53	-	所有
129	シティハイツ第2 芝浦	シティハイツ第2 芝浦	芝浦 3-5-35	651.26	2,620.38	所有	所有
130	海岸二丁目自転車等集積所	海岸二丁目自転車一時保管所	海岸 2-4	-	9.60 *2	-	所有
131	海岸三丁目自転車等集積所	海岸三丁目自転車一時保管所	海岸 3-23 先	-	196.44	-	所有
132	旧協働会館	休止	芝浦 1-11-16	-	444.19	-	所有
133	埠頭少年野球場	埠頭少年野球場	海岸 3-14-34	-	190.00	所有	所有
134	芝浦南ふ頭公園運動広場	芝浦南ふ頭公園運動広場	海岸 3-33-21	-	47.04	-	所有
135	芝浦中央公園運動場	芝浦中央公園運動場	港南 1-2-28	-	188.23	-	所有
136	こうなん星の公園 自転車駐車場	こうなん星の公園自転車駐車場	港南 1-9-24	-	33.76 *2	-	所有
137	品川駅高輪口自転車等駐車場	品川駅高輪口自転車一時保管所	港南 2-66-14	-	8.42	-	所有

*1：延床面積は公有財産台帳の面積を記載している。 *2：延床面積は計画通知の面積を記載している。

区外

建物番号	財産名称（建物）	施設名称	所在地	土地面積（㎡）	延床面積（㎡）	土地所有	建物所有
138	大平台みなと荘	大平台みなと荘	箱根町大平台 294	8,805.09	7,453.13	所有	所有
139	旧小諸高原学園	小諸エコビレッジ	小諸市甲 4717	43,541.83	1,392.72	所有	所有
140	箱根ニコニコ高原学園	箱根ニコニコ高原学園	箱根町仙石原 502	19,515.29	6,166.23	所有	所有
141	みなと区民の森作業小屋	みなと区民の森作業小屋	あきる野市戸倉字刈寄谷 2403-6	-	83.31	-	所有
142	旧伊豆健康学園	休止	伊東市八幡野磯道 1031-28	18,673.16	5,015.46	所有	所有

(2) 施設一覧

平成28年4月1日現在、港区が設置している施設は、以下のとおりです。施設分類ごとに掲載しています。

《施設一覧について》

I) 区有施設以外に入居している場合、「建物番号」欄は「-」と表示しています。

II) 入居建物名について、区有施設以外については下記の表現を用いています。

「民間建物等」…民間、UR都市機構、都営住宅などが所有する建物

「賃貸借建物」…賃貸借契約により設置した仮設の建物

III) 指定管理者制度等の状況について、「業務委託」とは、その施設の運営、管理等を業務委託契約により実施しているものを指します。

行政施設

施設分類	施設名	所在地	指定管理者 制度等の状況	備考	建物 番号
本庁舎	港区役所 行政棟	芝公園 1-5-25			15
	港区役所 議会棟	芝公園 1-5-25			16
総合支所	芝地区総合支所	芝公園 1-5-25			15
	麻布地区総合支所	六本木 5-16-45			30
	赤坂地区総合支所	赤坂 4-18-13			57
	高輪地区総合支所	高輪 1-16-25			79
	芝浦港南地区総合支所	芝浦 1-16-1			109
	芝浦港南地区総合支所 台場分室	台場 1-5-1			108
関係機関	(公財) 港区スポーツふれあい文化健康財団	赤坂 4-18-13			57
	(社福) 港区社会福祉協議会	六本木 5-16-45			30
	(公社) 港区シルバー人材センター	南麻布 1-5-26			32
	(一財) 港区国際交流協会	北青山 1-6-3		民間建物等	-
	(特非) みなと障がい者福祉事業団	芝 1-8-23			9
その他	男女平等参画センター	芝浦 1-16-1	指定管理者		109
	消費者センター	芝浦 1-16-1			109

学校教育施設

施設分類	施設名	所在地	指定管理者 制度等の状況	備考	建物 番号
幼稚園	赤羽幼稚園	三田 1-4-52			19
	芝浦幼稚園	芝浦 4-8-18			122
	高輪幼稚園	高輪 2-12-31			103
	白金台幼稚園	白金台 3-7-1			102
	三光幼稚園	白金 3-13-8			101
	港南幼稚園	港南 4-3-27			121
	麻布幼稚園	麻布台 1-5-15			43
	南山幼稚園	元麻布 3-8-15			44
	本村幼稚園	南麻布 3-9-33			45
	中之町幼稚園	赤坂 9-7-8		賃貸借建物	-
	青南幼稚園	南青山 4-18-17			75
	にじのはし幼稚園	台場 1-1-5			124
小学校	御成門小学校	芝公園 3-2-4			20
	芝小学校	芝 2-21-3			18
	赤羽小学校	三田 1-4-52			19
	芝浦小学校	芝浦 4-8-18			122
	御田小学校	三田 4-11-38			95
	高輪台小学校	高輪 2-8-24			96
	白金小学校	白金台 1-4-26			97
	白金の丘学園 白金の丘小学校	白金 4-1-12			104
	港南小学校	港南 4-3-28			121
	麻布小学校	麻布台 1-5-15			43
	南山小学校	元麻布 3-8-15			44
	本村小学校	南麻布 3-9-33			45
	筭小学校	西麻布 3-11-16			46
	東町小学校	南麻布 1-8-11			47
	赤坂小学校	赤坂 8-13-29			70
	青山小学校	南青山 2-21-2			71
	青南小学校	南青山 4-21-15			72
	お台場学園 港陽小学校	台場 1-1-5			124
中学校	御成門中学校	西新橋 3-25-30			24
	三田中学校	三田 4-13-13			99
	高松中学校	高輪 1-16-25			100
	港南中学校	港南 4-3-3			123
	白金の丘学園 白金の丘中学校	白金 4-1-12			104
	六本木中学校	六本木 6-8-16			49
	高陵中学校	西麻布 4-14-8			50
	赤坂中学校	赤坂 9-2-3			73
	青山中学校	北青山 1-1-9			74
	お台場学園 港陽中学校	台場 1-1-5			124
教育 センター	教育センター	白金 3-18-2			98
	適応指導教室 つばさ教室	東麻布 2-1-1			54
生涯学習	生涯学習センター	新橋 3-16-3	指定管理者		23
	青山生涯学習館	南青山 4-19-7	指定管理者	賃貸借建物	-
	みなとふれあい館	南麻布 5-1-25	指定管理者		56
校外施設	箱根ニコニコ高原学園	箱根町仙石原 502	指定管理者		140

社会教育系施設

施設分類	施設名	所在地	指定管理者 制度等の状況	備考	建物 番号
図書館	みなと図書館	芝公園 3-2-25			22
	三田図書館	芝 5-28-4	指定管理者		21
	麻布図書館	六本木 5-12-24	指定管理者		48
	赤坂図書館	南青山 1-3-3	指定管理者		62
	高輪図書館	高輪 1-16-25	指定管理者		79
	高輪図書館 分室	高輪 1-4-35	指定管理者		85
	港南図書館	港南 3-3-17	指定管理者		115
郷土資料館	港郷土資料館	芝 5-28-4			21

スポーツ・レクリエーション施設

施設分類	施設名	所在地	指定管理者 制度等の状況	備考	建物 番号
スポーツ 施設	港区スポーツセンター	芝浦 1-16-1	指定管理者		109
	氷川武道場	赤坂 6-6-14	指定管理者		67
	愛宕弓道場	愛宕 1-7-8	指定管理者	賃貸借建物	-
運動場	麻布運動場	南麻布 5-6-33	指定管理者		52
	青山運動場	南青山 2-21-12	指定管理者		78
	芝浦中央公園運動場	港南 1-4-1	指定管理者		135
	芝給水所公園運動場	芝公園 3-6-7	指定管理者		29
	埠頭少年野球場	海岸 3-14-34	指定管理者		133
	芝公園多目的運動場	芝公園 2-7-2	指定管理者		28
	芝浦南ふ頭公園運動広場	海岸 3-33-20	指定管理者		134
保養施設	大平台みなと荘	箱根町大平台 294	指定管理者		138
公衆浴場	ふれあいの湯	芝 2-2-18	指定管理者		11

市民文化系施設

施設分類	施設名	所在地	指定管理者 制度等の状況	備考	建物 番号
区民 センター	麻布区民センター	六本木 5-16-45	指定管理者		30
	赤坂区民センター	赤坂 4-18-13	指定管理者		57
	高輪区民センター	高輪 1-16-25	指定管理者		79
	芝浦港南区民センター	芝浦 4-13-1	指定管理者		110
	台場区民センター	台場 1-5-1	指定管理者		108
区民協働 スペース	芝区民協働スペース	芝 5-13-15			5
	愛宕区民協働スペース	虎ノ門 3-19-15			17
	新橋区民協働スペース	新橋 6-4-2	業務委託		6
	芝公園区民協働スペース	芝公園 2-7-3	業務委託		4
	麻布区民協働スペース	六本木 5-16-46	業務委託		36
	東麻布区民協働スペース	東麻布 2-1-1	業務委託		54
	赤坂区民協働スペース	赤坂 4-18-13			57
	高輪地区総合支所内区民協働スペース	高輪 1-16-25			79
	高輪区民協働スペース	高輪 1-5-38		民間建物等	-
	芝浦区民協働スペース	芝浦 1-16-1	業務委託		109
	品川駅港南区民協働スペース	港南 2-3-13		民間建物等	-
港南区民協働スペース	港南 4-3-7	業務委託		112	
その他	芝の家	芝 3-26-10	業務委託	民間建物等	-

子育て支援施設

施設分類	施設名	所在地	指定管理者 制度等の状況	備考	建物 番号
保育園	麻布保育園	六本木 5-16-46			36
	白金保育園	白金 3-10-12			80
	青山保育園	北青山 3-4-14			61
	こうなん保育園	港南 4-2-3		民間建物等	-
	飯倉保育園	東麻布 1-21-2			34
	南麻布保育園	南麻布 4-2-29			35
	伊皿子坂保育園	三田 4-19-30			84
	南青山保育園	南青山 1-3-15			62
	西麻布保育園	西麻布 2-13-3			31
	芝保育園	芝 5-18-1			3
	高輪保育園	高輪 3-18-15			83
	本村保育園	南麻布 4-6-7			37
	赤坂保育園	赤坂 5-5-26			63
	芝公園保育園	芝公園 2-7-3			4
	台場保育園	台場 1-5-1			108
	神明保育園	浜松町 1-6-7	指定管理者		7
	たかはま保育園	港南 4-3-7	指定管理者		112
	しばうら保育園	芝浦 3-1-16	指定管理者		128
	東麻布保育室	東麻布 2-1-1	業務委託		54
	青南保育室	南青山 4-19-18	業務委託	賃貸借建物	-
	たまち保育室	芝浦 3-4-1	業務委託	民間建物等	-
	桂坂保育室	高輪 3-19-36	業務委託	賃貸借建物	-
	港南四丁目保育室	港南 4-2-4	業務委託	民間建物等	-
	愛宕保育室	愛宕 1-7-5	業務委託	賃貸借建物	-
	芝浦橋保育室	芝浦 4-6-8	業務委託	民間建物等	-
	浜松町二丁目保育室	浜松町 2-3-20	業務委託	賃貸借建物	-
	志田町保育室	白金 1-11-16	業務委託	賃貸借建物	-
南麻布三丁目保育室	南麻布 3-5-15	業務委託		53	
第二青南保育室	南青山 4-19-5	業務委託	賃貸借建物	-	
芝五丁目保育室	芝 5-36-4	業務委託	賃貸借建物	-	
こども園	芝浦アイランドこども園	芝浦 4-20-1	指定管理者		111
学童 クラブ等	飯倉学童クラブ	東麻布 1-21-2			34
	東麻布学童クラブ	東麻布 2-1-1	業務委託		54
	芝浦学童クラブ	芝浦 4-12-28	業務委託	民間建物等	-
	南麻布学童クラブ	南麻布 2-11-10	業務委託	民間建物等	-
	桂坂学童クラブ	高輪 2-12-24	業務委託	民間建物等	-
	三光学童クラブ	白金 3-18-2	業務委託		98
	放課 GO→クラブ おなりもん	芝公園 3-2-4	業務委託		20
	放課 GO→クラブ しばうら	芝浦 4-8-18	業務委託		122
	放課 GO→クラブ しろかねのおか	白金 4-1-12	業務委託		104
	放課 GO→クラブ あざぶ	麻布台 1-5-15	業務委託		43
	放課 GO→クラブ ほんむら	南麻布 3-9-33	業務委託		45
	放課 GO→クラブ こうがい	西麻布 3-11-16	業務委託		46
	放課 GO→クラブ ひがしまち	南麻布 1-8-11	業務委託		47
	放課 GO→クラブ あおやま	南青山 2-21-2	業務委託		71
	放課 GO→クラブ せいなん	南青山 4-19-7	業務委託	賃貸借建物	-
	放課 GO→クラブ しろかね	白金台 1-4-26	業務委託		97

第5章 参考資料

施設分類	施設名	所在地	指定管理者 制度等の状況	備考	建物 番号
学童 クラブ等	放課 G0→クラブ しば	芝 2-21-3	業務委託		18
	放課 G0→クラブ なんざん	元麻布 3-8-15	業務委託		44
	放課 G0→ あかばね	三田 1-4-52	業務委託		19
	放課 G0→ みた	三田 4-11-38	業務委託		95
	放課 G0→ あかさか	赤坂 8-13-29	業務委託		70
	放課 G0→ おだいば	台場 1-1-5	業務委託		124
児童館等	赤坂子ども中高生プラザ	赤坂 6-6-14	指定管理者		67
	港南子ども中高生プラザ	港南 4-3-7	指定管理者		112
	高輪子ども中高生プラザ	高輪 1-4-35	指定管理者		85
	神明子ども中高生プラザ	浜松町 1-6-7	指定管理者		7
	麻布子ども中高生プラザ	南麻布 4-6-7	指定管理者		37
	青山児童館	北青山 3-3-16			64
	高輪児童館	高輪 3-18-15			83
	豊岡児童館	三田 5-7-7			81
	白金台児童館	白金台 4-8-5			82
	台場児童館	台場 1-5-1			108
子育て サービス	みなと子育てサポートハウス「あい・ぽーと」	南青山 2-25-1	行政財産 使用許可		68
	みなと子育て応援プラザ Pokke	芝 5-18-1	行政財産 使用許可		3
	みなと保育サポート白金	白金 3-10-12	業務委託		80
	みなと保育サポート港南四丁目	港南 4-2-4	業務委託	民間建物等	-
	みなと保育サポート東麻布	東麻布 2-1-1	業務委託		54
	子ども家庭支援センター	三田 1-4-10			13
	子どもふれあいルーム	西麻布 2-13-3			31
	子育てひろば あっぴい台場	台場 1-7-1	業務委託	民間建物等	-
	子育てひろば あっぴい麻布	六本木 5-12-24	業務委託		48
	子育てひろば あっぴい港南	港南 2-3-13	業務委託	民間建物等	-
	子育てひろば あっぴい港南四丁目	港南 4-2-4	業務委託	民間建物等	-
	子育てひろば あっぴい新橋	新橋 6-4-2	業務委託		6
	子育てひろば あっぴい西麻布	西麻布 2-13-3	業務委託		31
子育てひろば あっぴい芝浦	芝浦 3-1-16	業務委託		128	
交流施設	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ	芝浦 4-20-1	指定管理者		111

保健・福祉施設

施設分類	施設名	所在地	指定管理者 制度等の状況	備考	建物 番号
健康増進 施設	健康増進センター	赤坂 4-18-13	指定管理者		57
保健所	みなと保健所	三田 1-4-10			13
介護予防 施設等	三田いきいきプラザ	芝 4-1-17	指定管理者		1
	神明いきいきプラザ	浜松町 1-6-7	指定管理者		7
	虎ノ門いきいきプラザ	虎ノ門 1-21-10	指定管理者		2
	南麻布いきいきプラザ	南麻布 1-5-26	指定管理者		32
	ありすいきいきプラザ	南麻布 4-6-7	指定管理者		37
	麻布いきいきプラザ	元麻布 3-9-11	指定管理者	賃貸借建物	-
	西麻布いきいきプラザ	西麻布 2-13-3	指定管理者		31
	飯倉いきいきプラザ	東麻布 2-16-11	指定管理者		33
	赤坂いきいきプラザ	赤坂 6-4-8	指定管理者		58
	青山いきいきプラザ	南青山 2-16-5	指定管理者		59
	青南いきいきプラザ	南青山 4-10-1	指定管理者		60
	豊岡いきいきプラザ	三田 5-7-7	指定管理者		81
	高輪いきいきプラザ	高輪 3-18-15	指定管理者		83
	白金いきいきプラザ	白金 3-10-12	指定管理者		80
	白金台いきいきプラザ	白金台 4-8-5	指定管理者		82
	港南いきいきプラザ	港南 4-2-1	指定管理者	民間建物等	-
	介護予防総合センター	芝浦 1-16-1	指定管理者		109
特別養護 老人ホーム	特別養護老人ホーム 白金の森	白金台 5-20-5	指定管理者		87
	特別養護老人ホーム 港南の郷	港南 3-3-23	指定管理者		115
	特別養護老人ホーム サン・サン赤坂	赤坂 6-6-14	指定管理者		67
高齢者在宅 サービス センター	高齢者在宅サービスセンター 白金の森	白金台 5-20-5	指定管理者		87
	南麻布高齢者在宅サービスセンター	南麻布 1-5-26	指定管理者		32
	高齢者在宅サービスセンター 港南の郷	港南 3-3-23	指定管理者		115
	台場高齢者在宅サービスセンター	台場 1-5-5	指定管理者		108
	北青山高齢者在宅サービスセンター	北青山 1-6-1	指定管理者		66
	芝高齢者在宅サービスセンター	芝 3-24-5	指定管理者		12
	高齢者在宅サービスセンター サン・サン赤坂	赤坂 6-6-14	指定管理者		67
	虎ノ門高齢者在宅サービスセンター	虎ノ門 1-21-10	指定管理者		2
地域包括 支援 センター	芝地区高齢者相談センター (芝地域包括支援センター)	芝 3-24-5	指定管理者		12
	麻布地区高齢者相談センター (南麻布地域包括支援センター)	南麻布 1-5-26	指定管理者		32
	赤坂地区高齢者相談センター (北青山地域包括支援センター)	北青山 1-6-1	指定管理者		66
	高輪地区高齢者相談センター (地域包括支援センター 白金の森)	白金台 5-20-5	指定管理者		87
	芝浦港南地区高齢者相談センター (地域包括支援センター 港南の郷)	港南 3-3-23	指定管理者		115
ケアハウス	ケアハウス 港南の郷	港南 3-3-23	指定管理者		115
高齢者 集合住宅	高齢者集合住宅 ピア白金	白金 1-28-13	指定管理者		88
	高齢者集合住宅 フィオーレ白金	白金 3-10-11	指定管理者	民間建物等	-
	高齢者集合住宅 はなみずき白金	白金 3-3-3	指定管理者		89
	高齢者集合住宅 はなみずき三田	三田 1-11-14	指定管理者		10
障害者施設	障害保健福祉センター	芝 1-8-23	指定管理者		9
	精神障害者地域活動支援センター	高輪 1-4-8	指定管理者		86
	発達支援センター相談室	白金 1-16-4	業務委託		93
グループ ホーム等	フレンドホーム高浜	港南 1-1-27	指定管理者		116
	障害者グループホーム 芝浦	芝浦 3-5-34	指定管理者		117
	障害者住宅シティハイツ竹芝	芝 1-8-23	指定管理者		9

産業施設

施設分類	施設名	所在地	指定管理者 制度等の状況	備考	建物 番号
産業振興 施設	商工会館	海岸 1-4-28	指定管理者	賃貸借建物	-
	港勤労福祉会館	芝 5-18-2			8
就労支援 施設	港区生活・就労支援センター	六本木 5-16-45	業務委託		30
	港区アクティブシニア就業支援センター (みなと*しごと 55)	芝 5-18-2	業務委託		8

区民向け住宅

施設分類	施設名	所在地	指定管理者 制度等の状況	備考	建物 番号
区民向け 住宅	シティハイツ白金	白金 3-7-9	指定管理者		91
	シティハイツ港南	港南 3-3-17	指定管理者		115
	シティハイツツツ木	赤坂 5-2-50	指定管理者		69
	シティハイツ芝浦	芝浦 3-5-34	指定管理者		117
	シティハイツ第2芝浦	芝浦 3-5-35	指定管理者		129
	シティハイツ高輪	高輪 1-16-25	指定管理者		79
	シティハイツ赤坂	赤坂 4-18-13	指定管理者		57
	シティハイツ高浜	港南 1-1-27	指定管理者		116
	シティハイツ竹芝	芝 1-8-23	指定管理者		9
	シティハイツ桂坂	高輪 2-13-8	指定管理者		90
	シティハイツ車町	高輪 2-20-29・30	指定管理者		92
	シティハイツ神明	浜松町 1-13-1	指定管理者		14

環境・清掃・リサイクル施設

施設分類	施設名	所在地	指定管理者 制度等の状況	備考	建物 番号
環境学習 施設	エコプラザ	浜松町 1-13-1	指定管理者		14
	みなと区民の森 作業小屋	あきる野市戸倉字刈寄 谷 2403-6	業務委託		141
清掃・ リサイクル 施設	みなとリサイクル清掃事務所	港南 3-9-59			118
	芝浦清掃作業所	港南 3-1-18	業務委託		119
	新堀粗大ごみ中継所	芝 3-2-14	業務委託		27
	みなとリサイクル清掃事務所 作業連絡所	元麻布 3-9-6			42
	港資源化センター	港南 5-7-1	業務委託		120

交通施設

施設分類	施設名	所在地	指定管理者制度等の状況	備考	建物番号
自動車駐車場	品川駅港南口公共駐車場	港南 2-14-17	指定管理者		127
	麻布十番公共駐車場	麻布十番 1-4-10	指定管理者		41
自転車駐車場	田町駅東口自転車等駐車場	芝浦 3-3 先	指定管理者		125
	品川駅港南口自転車等駐車場	港南 2-14-6	指定管理者		126
	白金高輪駅自転車駐車場	高輪 1-3-20 先	指定管理者		105
	浜松町駅北口自転車等駐車場	海岸 1-2-34	指定管理者		25
	こうなん星の公園自転車駐車場	港南 1-9-24	指定管理者		136
	三河台公園自転車駐車場	六本木 4-2-27	指定管理者		55
	桜田公園自転車駐車場	新橋 3-16-15	指定管理者		26
	広尾駅前自転車等駐車場	南麻布 5-1-25	指定管理者		56
	麻布十番駅自転車等駐車場	麻布十番 1-4-10	指定管理者		41
自転車等一時保管所	東八ツ山自転車等一時保管所	港南 2-10-20	業務委託		114
	海岸三丁目自転車等一時保管所	海岸 3-23-3	業務委託		131
	白金高輪駅自転車一時保管所	高輪 1-3-20 先	業務委託		105
	海岸二丁目自転車等一時保管所	海岸 2-4-2	業務委託		130
	品川駅高輪口自転車一時保管所	港南 2-66-14	業務委託		137

その他施設

施設分類	施設名	所在地	指定管理者制度等の状況	備考	建物番号
職員住宅	赤坂地区総合支所職員住宅	赤坂 4-18-13	業務委託		57
	高輪二丁目職員住宅	高輪 2-20-28			94
	竹芝職員住宅	芝 1-8-23	業務委託		9
	桂坂職員住宅	高輪 2-13-8	業務委託		90
	芝浦港南区民センター職員住宅	芝浦 4-13-1			110
	芝職員住宅	芝 5-18-1			3
	麻布職員住宅	六本木 5-16-45			30
	白金一丁目職員住宅	白金 1-16-4			93
	三田職員住宅	芝 4-1-17			1
	台場職員住宅	台場 1-5-1			108
	虎ノ門三丁目職員住宅	虎ノ門 3-19-15			17
	災害対策職務住宅（虎ノ門三丁目）	虎ノ門 3-19-15			17
	新橋六丁目職員住宅	新橋 6-4-2			6
	西麻布職員住宅	西麻布 2-13-3			31
	災害対策職務住宅（新橋六丁目）	新橋 6-4-2			6
倉庫等	水防倉庫	東麻布 1-30-7			40
	東麻布詰所 1	東麻布 1-30-8			38
	東麻布詰所 2	東麻布 1-30-9			39
	資機材置場	海岸 3-23-3・4			-
斎場	やすらぎ会館	南青山 2-34-1	指定管理者		65

(3) 橋りょう一覧

区が管理する橋りょうには、区内を流れる古川に架かる河川橋や、芝浦港南地区の運河に架かる運河橋のほか、区道を跨ぐ跨道橋があります。平成28年4月1日現在、港区の橋りょうは以下のとおりです。

番号	橋りょう名	橋梁種別	橋長 (m)	面積 (㎡)
1	狸橋	河川橋	17.1	80.3
2	五之橋	河川橋	17.0	112.2
3	白金公園橋	河川橋	19.8	109.0
4	四之橋	河川橋	16.2	209.2
5	新古川橋	河川橋	16.1	222.1
6	南麻布一丁目児童遊園橋	河川橋	16.8	32.0
7	二之橋	河川橋	20.2	303.0
8	小山橋	河川橋	15.7	89.8
9	一之橋	河川橋	16.4	362.1
10	新堀橋	河川橋	15.8	52.1
11	中之橋	河川橋	16.3	244.5
12	将監橋	河川橋	23.4	416.5
13	新浜橋	河川橋	75.6	453.6
14	東芝浦橋	運河橋	46.6	445.0
15	新芝浦橋	運河橋	56.1	718.0
16	末広橋	運河橋	55.3	459.4
17-1	浦島橋 (車道橋)	運河橋	55.5	455.1
17-2	浦島橋 (北側歩道橋)	運河橋	55.5	91.5
17-3	浦島橋 (南側歩道橋)	運河橋	57.0	94.1
18	港栄橋	運河橋	54.1	1,011.6
19	竹芝橋	運河橋	40.0	1,108.0
20	汐彩橋	運河橋	45.7	822.6
21	鹿島橋	運河橋	24.0	496.0
22	香取橋	運河橋	27.0	276.2
23	霞橋	運河橋	39.0	417.3
24	新芝橋	運河橋	15.2	312.6
25	百代橋	運河橋	24.2	449.1

番号	橋りょう名	橋梁種別	橋長 (m)	面積 (㎡)
26	芝浦橋	運河橋	43.1	439.6
27-1	渚橋 (Bライン南側)	運河橋	90.2	811.8
27-2	渚橋 (Aライン北側)	運河橋	81.2	730.8
28	夕凧橋	運河橋	34.3	521.3
29	浜路橋	運河橋	75.0	1,072.5
30	御楯橋	運河橋	71.4	1,306.6
31-1	楽水橋 (車道橋)	運河橋	76.6	344.7
31-2	楽水橋 (歩道橋)	運河橋	76.6	176.8
32	赤坂一丁目陸橋	跨道橋	9.5	52.2
33	東新橋一丁目歩道橋	跨道橋	16.0	135.3
34	浜松町北口交通広場上空デッキ	跨道橋	-	465.9
35	環3デッキ	跨道橋	-	1,988.4
36	芝二・四丁目歩道橋	跨道橋	18.3	34.8
37	浜松町北口歩道橋	跨道橋	43.6	235.6
38	田町駅西口歩道橋	跨道橋	143.8	1,381.5
39	田町駅東西自由通路	跨線橋	40.4	825.1
40	田町駅東口ペデストリアンデッキ	跨道橋	-	551.1
41	芝浦中央公園橋	跨道橋	15.4	58.8
42	品川駅港南口ペデストリアンデッキ	跨道橋	-	4,250.0
43	三之橋	河川橋	22.3	250.2
44	船路橋	運河橋	38.3	229.8

出典：「橋りょう台帳」（平成28年4月1日現在）

※平成28年4月時点で工事中の鹿島橋については、設計時の橋長及び面積を示しています。

※橋長 (m)において、浜松町北口交通広場上空デッキ、環3デッキ、田町駅東口ペデストリアンデッキ、品川駅港南口ペデストリアンデッキの橋長は「-」としています。

(4) 公園等一覧

区で、設置・管理する公園等には、根拠となる条例、要綱などによりそれぞれ公園、児童遊園、緑地、遊び場があります。平成28年4月1日現在、港区の公園等は以下のとおりです。

公園

	公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日
1	本芝公園	芝四丁目15番1号	4,297.85	昭和45年4月1日
2	浜崎公園	海岸一丁目5番37号	633.41	昭和59年4月1日
3	イタリア公園	東新橋一丁目10番20号	3,659.72	平成15年11月1日
4	汐留西公園	東新橋二丁目17番1号	980.45	平成15年11月1日
5	桜田公園	新橋三丁目16番15号	2,671.07	昭和25年10月1日
6	塩釜公園	新橋五丁目19番7号	841.97	昭和47年2月4日
7	南桜公園	西新橋二丁目10番13号	5,218.86	昭和25年10月1日
8	芝給水所公園	芝公園三丁目6番7号	11,062.35	平成14年4月1日
9	芝公園	芝公園四丁目8番4号	13,522.06	平成14年10月11日
10	狸穴公園	麻布狸穴町63番地	1,771.90	昭和28年7月9日
11	本村公園	南麻布三丁目4番9号	493.39	昭和38年7月8日
12	有栖川宮記念公園	南麻布五丁目7番29号	67,131.11	昭和50年4月1日
13	筭公園	西麻布三丁目12番1号	2,441.38	昭和45年4月1日
14	三河台公園	六本木四丁目2番27号	2,588.42	昭和25年10月1日
15	さくら坂公園	六本木六丁目16番46号	1,539.65	平成15年4月1日
16	六本木西公園	六本木七丁目17番8号	2,186.90	昭和56年4月1日
17	横川省三記念公園	麻布台一丁目4番6号	571.90	昭和25年10月1日
18	網代公園	麻布十番二丁目15番1号	1,358.67	昭和25年11月15日
19	新広尾公園	麻布十番四丁目5番1号	2,059.12	昭和35年12月1日
20	飯倉公園	東麻布一丁目21番8号	2,192.38	昭和28年4月1日
21	一の橋公園	東麻布三丁目9番1号	4,828.00	昭和28年4月1日
22	円通寺坂公園	赤坂五丁目2番47号	1,714.72	平成20年4月1日
23	一ツ木公園	赤坂五丁目5番26号	4,654.01	昭和40年4月1日
24	氷川公園	赤坂六丁目5番4号	3,070.84	昭和25年10月1日
25	高橋是清翁記念公園	赤坂七丁目3番39号	5,320.62	昭和50年4月1日
26	乃木公園	赤坂八丁目11番32号	3,293.05	昭和25年10月1日
27	檜町公園	赤坂九丁目7番9号	16,369.88	昭和40年4月1日
28	青葉公園	南青山一丁目4番4号	1,002.81	昭和30年11月1日
29	青山公園	南青山二丁目21番12号	9,752.74	昭和35年12月1日
30	亀塚公園	三田四丁目16番20号	9,183.38	昭和27年12月26日
31	三田台公園	三田四丁目17番28号	4,777.95	昭和53年5月1日
32	高松くすのき公園	高輪一丁目5番44号	3,639.04	平成25年4月1日
33	高輪森の公園	高輪三丁目13番21号	4,917.29	平成18年10月10日
34	高輪公園	高輪三丁目18番18号	5,958.11	昭和48年4月1日

	公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日
35	白金公園	白金三丁目1番16号	1,483.97	昭和44年10月21日
36	新浜公園	芝浦一丁目1番10号	1,183.08	昭和59年4月1日
37	芝浦公園	芝浦三丁目1番2号	4,314.21	昭和52年4月1日
38	高浜公園	芝浦四丁目3番30号	1,695.83	昭和62年4月1日
39	プラタナス公園	芝浦四丁目20番56号	2,500.00	平成19年3月30日
40	埠頭公園	海岸三丁目14番34号	8,935.27	昭和39年8月3日
41	芝浦中央公園	港南一丁目2番28号	45,781.97	昭和55年4月1日
42	こうなん星の公園	港南一丁目9番24号	2,150.38	平成14年4月1日
43	東八ツ山公園	港南二丁目8番8号	1,837.27	昭和41年12月10日
44	汐の公園	港南二丁目16番10号	1,500.93	平成15年4月1日
45	杜の公園	港南二丁目16番30号	1,875.16	平成15年4月1日
46	港南和楽公園	港南四丁目2番18号	3,800.82	平成18年9月1日
47	港南公園	港南四丁目5番1号	6,077.29	昭和52年8月1日
48	港南緑水公園	港南四丁目7番47号	20,206.35	平成18年6月28日
49	お台場レインボー公園	台場一丁目3番1号	11,000.00	平成8年9月1日

児童遊園

	児童遊園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日
1	金杉橋児童遊園	芝一丁目1番26号	384.56	昭和25年11月15日
2	芝園児童遊園	芝二丁目7番12号	103.59	昭和61年6月18日
3	芝新堀町児童遊園	芝二丁目12番3号	351.64	昭和54年11月14日
4	松本町児童遊園	芝三丁目12番19号	247.23	昭和27年12月26日
5	芝五丁目児童遊園	芝五丁目18番4号	1,208.80	昭和51年2月20日
6	三田小山町児童遊園	三田一丁目5番16号	188.21	昭和26年7月10日
7	三田二丁目児童遊園	三田二丁目10番7号	503.78	昭和44年10月21日
8	三田綱町児童遊園	三田二丁目19番11号	457.88	平成11年12月16日
9	浜松町四丁目児童遊園	浜松町二丁目13番3号	428.86	昭和44年12月8日
10	芝大門二丁目児童遊園	芝大門二丁目13番9号	362.00	昭和47年4月1日
11	虎ノ門三丁目児童遊園	虎ノ門三丁目8番11号	120.00	昭和52年10月4日
12	西久保巴町児童遊園	虎ノ門三丁目18番18号	179.38	昭和46年10月5日
13	南麻布一丁目児童遊園	南麻布一丁目7番29号	450.55	昭和47年5月23日
14	南麻布新堀児童遊園	南麻布二丁目2番8号	533.73	平成25年6月1日
15	南麻布二丁目児童遊園	南麻布二丁目3番14号	465.61	昭和46年4月14日
16	絶江児童遊園	南麻布二丁目9番22号	180.87	昭和25年11月15日
17	古川橋児童遊園	南麻布二丁目15番11号	372.89	昭和44年10月21日
18	広尾児童遊園	南麻布五丁目16番15号	172.93	昭和25年11月15日

第5章 参考資料

	児童遊園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日
19	宮村児童遊園	元麻布二丁目6番2号	1,111.81	昭和26年7月10日
20	筭児童遊園	西麻布二丁目1番2号	848.97	昭和26年7月10日
21	西麻布二丁目児童遊園	西麻布二丁目18番9号	914.61	昭和56年4月1日
22	六本木坂下児童遊園	六本木一丁目4番1号	553.08	昭和48年12月11日
23	六本木坂上児童遊園	六本木一丁目4番11号	661.34	昭和48年12月11日
24	六本木三丁目児童遊園	六本木三丁目15番25号	288.18	昭和43年2月21日
25	飯倉雁木坂児童遊園	麻布台一丁目9番14号	172.36	昭和48年4月1日
26	東麻布児童遊園	東麻布一丁目2番1号	882.23	昭和53年4月1日
27	中ノ橋児童遊園	東麻布一丁目30番1号	376.12	昭和43年8月7日
28	一ツ木児童遊園	赤坂五丁目1番24号	197.48	昭和40年7月12日
29	桑田記念児童遊園	赤坂九丁目3番21号	1,536.61	昭和25年11月15日
30	南一児童遊園	南青山一丁目18番1号	467.30	昭和30年7月1日
31	南青山三丁目児童遊園	南青山三丁目7番29号	257.19	昭和47年1月10日
32	南青山四丁目児童遊園	南青山四丁目9番7号	354.80	昭和44年4月10日
33	南青山六丁目児童遊園	南青山六丁目13番24号	739.45	昭和55年10月1日
34	北青山一丁目児童遊園	北青山一丁目6番6号	2,458.97	平成12年7月19日
35	北青山三丁目児童遊園	北青山三丁目3番24号	406.46	昭和47年7月25日
36	青山五丁目児童遊園	北青山三丁目4番17号	789.73	昭和26年7月10日
37	豊岡町児童遊園	三田五丁目11番6号	190.91	昭和29年3月1日
38	三田松坂児童遊園	三田五丁目16番8号	772.70	昭和26年7月10日
39	松ヶ丘児童遊園	高輪一丁目11番1号	82.80	昭和43年11月20日
40	高松児童遊園	高輪一丁目15番22号	544.85	平成9年4月1日
41	二本榎児童遊園	高輪一丁目25番11号	379.47	平成10年10月9日
42	泉岳寺前児童遊園	高輪二丁目15番37号	1,892.39	昭和51年4月1日
43	車町児童遊園	高輪二丁目20番29号	447.33	昭和33年10月20日
44	高輪南町児童遊園	高輪四丁目24番36号	617.90	昭和61年4月1日
45	白金志田町児童遊園	白金一丁目12番16号	1,258.86	昭和28年7月9日
46	白高児童遊園	白金一丁目17番4号	1,070.06	平成17年12月15日
47	白金一丁目児童遊園	白金一丁目25番3号	1,137.58	昭和51年4月1日
48	四の橋通児童遊園	白金三丁目22番7号	497.31	昭和46年8月23日
49	三光児童遊園	白金五丁目12番5号	1,641.13	昭和43年11月20日
50	雷神山児童遊園	白金六丁目5番10号	990.25	昭和25年11月15日
51	奥三光児童遊園	白金六丁目22番14号	212.84	昭和43年11月20日
52	白金児童遊園	白金台二丁目24番3号	1,746.72	昭和26年7月10日

	児童遊園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日
53	白金台四丁目児童遊園	白金台四丁目4番14号	432.35	昭和63年4月1日
54	白台児童遊園	白金台四丁目7番6号	592.10	昭和41年10月20日
55	白金台どんぐり児童遊園	白金台五丁目19番1号	6,103.48	平成18年4月1日
56	南浜町児童遊園	芝浦一丁目12番12号	232.64	昭和63年4月1日
57	船路橋児童遊園	芝浦二丁目11番10号	858.05	昭和33年12月25日
58	末広橋児童遊園	海岸二丁目1番27号	112.80	昭和40年12月25日

緑地

	緑地名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日
1	金杉濱町緑地	芝一丁目12番15号	100.11	平成2年3月16日
2	芝二丁目緑地	芝二丁目19番4号	46.28	平成13年10月23日
3	芝三丁目緑地	芝三丁目32番7号	96.10	平成10年12月24日
4	三田二丁目緑地	三田二丁目6番5号	40.11	平成22年6月21日
5	御成門緑地	西新橋三丁目24番8号先	232.92	昭和63年4月2日
6	手まり坂緑地	虎ノ門三丁目23番先	447.43	平成6年4月1日
7	江戸見坂緑地	虎ノ門四丁目1番36号	170.46	平成19年3月30日
8	虎ノ門五丁目緑地	虎ノ門五丁目11番11号	95.69	平成17年2月16日
9	薬園坂緑地	南麻布三丁目11番29号	105.04	平成3年8月26日
10	古川沿緑地	南麻布三丁目19・20番先	1,286.56	昭和63年4月2日
11	元麻布三丁目緑地	元麻布三丁目6番19号	197.21	平成13年5月7日
12	西麻布一丁目緑地	西麻布一丁目2番24号	150.00	平成25年10月21日
13	牛坂緑地	西麻布四丁目12番12号	101.79	平成元年2月14日
14	西麻布四丁目緑地	西麻布四丁目13番15号	259.31	平成12年5月12日
15	六本木緑地	六本木六丁目4番20号	2,868.42	平成15年4月28日
16	六本木六丁目緑地	六本木六丁目11番17号先	213.91	平成8年4月1日
17	赤坂榎坂町緑地	赤坂一丁目11番37号	150.75	平成元年2月14日
18	南青山二丁目緑地	南青山二丁目1番7号	150.02	平成24年12月27日
19	南青山三丁目緑地	南青山三丁目1番11号	156.92	平成元年12月20日
20	南青山四丁目緑地	南青山四丁目2番21号	150.31	平成24年4月2日
21	南青山七丁目緑地	南青山七丁目1番17号	223.65	平成18年3月13日
22	魚籃坂下緑地	高輪一丁目1番3号先	352.92	昭和63年4月2日
23	高輪一丁目緑地	高輪一丁目27番27号	339.31	平成18年3月31日
24	伊皿子坂緑地	高輪二丁目1番16号	151.86	平成20年6月30日
25	白金二丁目緑地	白金二丁目5番57号	150.00	平成12年4月28日

第5章 参考資料

	緑地名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日
26	明治坂緑地	白金六丁目 16 番 9 号	156.00	平成 20 年 4 月 30 日
27	白金六丁目緑地	白金六丁目 16 番 36 号	213.07	平成 27 年 7 月 21 日
28	芝浦四丁目緑地	芝浦四丁目 8 番 5 号	295.80	平成 15 年 9 月 1 日
29	トリニティ芝浦緑地	芝浦四丁目 13 番 2 号	1,651.78	平成元年 8 月 1 日
30	芝浦運河沿緑地	芝浦一丁目 5 番 36 号	11,280.56	平成 3 年 2 月 4 日
31	新芝北運河沿緑地	芝浦三丁目 8 番先	1,203.00	平成 20 年 12 月 10 日
32	新芝運河沿緑地	芝浦四丁目 5・6 番先	14,142.13	平成元年 4 月 17 日
33	新芝南運河沿緑地	芝浦四丁目 11 番先	900.34	平成 7 年 4 月 1 日
34	芝浦西運河沿緑地	芝浦四丁目 18 番先	7,125.22	平成 5 年 7 月 23 日
35	高浜西運河沿緑地	芝浦四丁目 19 番	574.68	平成 19 年 3 月 24 日
36	高浜運河沿緑地	港南四丁目 5 番先	27,564.90	平成元年 4 月 17 日
37	京浜運河沿緑地	港南四丁目 6 番先	951.72	平成 21 年 3 月 6 日
38	港南四丁目緑地	港南四丁目 6 番 45 号	778.46	平成 18 年 2 月 6 日

遊び場

	遊び場名称	所在地	面積 (㎡)	開設年月日
1	浜松町二丁目遊び場	浜松町二丁目 3 番	1,827	昭和 48 年 1 月 1 日
2	久国神社境内遊び場	六本木二丁目 1 番	341	昭和 42 年 2 月 1 日
3	永坂上遊び場	六本木五丁目 18 番先	98	昭和 51 年 4 月 1 日
4	氷川神社境内遊び場	赤坂六丁目 10 番	284	昭和 44 年 4 月 1 日
5	承教寺前遊び場	高輪二丁目 4 番先	40	昭和 46 年 8 月 19 日
6	高輪台遊び場	高輪三丁目 9 番	527	昭和 50 年 4 月 1 日
7	瑞聖寺前遊び場	白金台三丁目 1 番先	82	昭和 47 年 6 月 28 日
8	白金台緑の遊び場	白金台三丁目 7 番	878	昭和 50 年 1 月 31 日
9	白金台三丁目遊び場	白金台三丁目 12 番	1,416	昭和 45 年 9 月 20 日
10	日東坂下遊び場	白金台五丁目 11 番先	236	昭和 48 年 1 月 5 日
11	夕凧橋際遊び場	芝浦四丁目 20 番先	1,361	昭和 46 年 3 月 31 日
12	港南三丁目遊び場	港南三丁目 2 番	3,002	昭和 50 年 9 月 6 日

4 計画の策定に際して意見を聴いた学識経験者

本計画の策定に際しては、港区公共施設等整備検討委員会設置要綱に基づき、下記の学識経験者の意見を聴き、取りまとめを行いました。

氏名	所属・専門分野・経歴等
こまつ ゆきお 小松 幸夫	<p><所属> 早稲田大学 創造理工学部 建築学科 教授</p> <p><専門・研究分野> 建物のライフサイクルマネジメント ファシリティマネジメント など</p> <p><主な経歴、監修、著書等> 日本建築学会施設マネジメント小委員会委員 国立大学等施設の総合的なマネジメントに関する検討会 新宿区 公共施設等総合管理計画策定にかかる有識者会議 委員 鎌倉市 公共施設再編計画策定委員会 副委員長 書籍 公共施設マネジメントのススメ 悩める地方自治体職員のために 公共施設マネジメントハンドブック「新しくつくる」から「賢くつかう」へ</p>
つつみ ひろき 堤 洋樹	<p><所属> 前橋工科大学 工学部 建築学科 准教授</p> <p><専門・研究分野> 建築経済、建築生産、建築構法、など</p> <p><主な経歴、監修、著書等> 日本建築学会施設マネジメント小委員会委員 豊島区 公共施設等総合管理計画策定委員会 委員長 目黒区 区有施設整備アドバイザー 長崎市 公共施設マネジメントアドバイザー 書籍 公共施設マネジメントのススメ 悩める地方自治体職員のために 公共施設マネジメントハンドブック「新しくつくる」から「賢くつかう」へ</p>

《港区公共施設等整備検討委員会設置要綱（抜粋）》

第5条 委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、委員の中から委員長が指名する。

4 部会員は、職員の中から部会長が指名する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、学識経験等を有する者の意見を聴くことができる。

6 部会の設置及び部会の運営に関する事項は、委員長が定める。